

県北広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年8月14日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字山内第1地割字駒板4番1地先から 第3地割字大清水50番地先まで	新	B 74.2~15.5 m	m 446.4
九戸郡軽米町大字山内第1地割字駒板2番2地先から 第3地割字大清水88番3地先まで	旧	A 23.7~6.5	348.6
九戸郡軽米町大字山内第1地割字駒板4番1地先から 第3地割字大清水50番地先まで		B 74.2~15.5	446.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成29年8月14日から同年9月14日まで